**冬の憲法講座講演資料　2023.12.03. 　渡辺治**

**（資料１）２０１８年３月２５日自民党大会に向けまとめられた改憲４項目案**

**[９条]**

（第９条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。）

**９条の２**　前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる[内閣総理大臣](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%86%85%E9%96%A3%E7%B7%8F%E7%90%86%E5%A4%A7%E8%87%A3.html)を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

（２）自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

**[緊急事態条項]**

**６４条の２**　大地震その他の異常かつ大規模な災害により、[衆議院議員](http://www.asahi.com/topics/word/%E8%A1%86%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1.html)の総選挙又（また）は[参議院議員](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1.html)の[通常選挙](http://www.asahi.com/topics/word/%E9%80%9A%E5%B8%B8%E9%81%B8%E6%8C%99.html)の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

**７３条の２**　大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

　（２）内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

**[合区解消]**

**４７条**　両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。[参議院議員](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1.html)の全部又は一部の選挙について、広域の[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。

　（２）前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

**９２条**　[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)は、基礎的な[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)及びこれを包括する広域の[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、[地方自治](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%87%AA%E6%B2%BB.html)の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

**[教育]**

**２６条**（３）　国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓（ひら）く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

**（資料２）　日米共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」（2021年4月16日）**

日米同盟は揺るぎないものであり、日米両国は、地域の課題に対処する備えがかつてなくできている。①日米同盟は、普遍的価値及び共通の原則に対するコミットメントに基づく自由で開かれたインド太平洋そして包摂的な経済的繁栄の推進という共通のビジョンを推進する。

日米両国は、主権及び領土一体性を尊重するとともに、平和的な紛争解決及び威圧への反対にコミットしている。日米両国は、国連海洋法条約に記されている航行及び上空飛行の自由を含む、海洋における共通の規範を推進する。（以下略）

④日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意した。米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎない支持を改めて表明した。

米国はまた、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認した。日米両国は共に、尖閣諸島に対する日本の施政を損おうとするいかなる一方的な行動にも反対する。  
　日米両国は、困難を増す安全保障環境に即して、抑止力及び対処力を強化すること、サイバー及び宇宙を含む全ての領域を横断する防衛協力を深化させること、そして、拡大抑止を強化することにコミットした。

日米両国はまた、より緊密な防衛協力の基礎的な要素である、両国間のサイバーセキュリティ及び情報保全強化並びに両国の技術的優位を守ることの重要性を強調した。

⑤日米両国は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設、馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に関する現行の取決めを実施することに引き続きコミットしている。（以下略）

②菅総理とバイデン大統領は、インド太平洋地域及び世界の平和と繁栄に対する中国の行動の影響について意見交換するとともに、経済的なもの及び他の方法による威圧の行使を含む、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有した。

日米両国は、普遍的価値及び共通の原則に基づき、引き続き連携していく。

日米両国はまた、地域の平和及び安定を維持するための抑止の重要性も認識する。

日米両国は、東シナ海におけるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対する。

日米両国は、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明するとともに、国際法により律せられ、国連海洋法条約に合致した形で航行及び上空飛行の自由が保証される、自由で開かれた南シナ海における強固な共通の利益を再確認した。

③日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促す。（以下略）

**（資料３）日米２＋２共同文書（抄）　2023.1.11.**

**【冒頭】**

統合されたかたちでの抑止力強化に向けてそれぞれの国の新たな国家安全保障戦略と国家防衛戦略が軌を一にしていることを認識し、戦略的競争の新たな時代において勝利する態勢をとるための現代化された同盟のビジョンを提示した。

日米同盟が地域の平和、安全と繁栄の礎であることを宣言し、自由で開かれたインド太平洋地域を擁護するとのコミットメントを改めて力強く表明した。抑止力を強化し、変化する地域と世界の安全保障上の課題に対処する、能力があり、統合され、機動的な同盟を構築するための現代化に向けた2国間の取り組みを推進すると決意した。

日本は新たな戦略の下、防衛予算の相当な増額を通じて、反撃能力を含めた防衛力を抜本的に強化するとの決意を改めて表明した。日本は自国の防衛を主体的に実施し、米国や他のパートナーとの協力の下、地域の平和と安定の維持に積極的に関与する上での役割を拡大するとの決意を再確認した。

米国は日本の新たな国家安保政策について、同盟の抑止力を強化する重要な進化として、強い支持を表明した。米国は核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた、日米安全保障条約第5条の下での、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを再表明した。米国の日本に対する拡大抑止と米国の「核態勢の見直し」について突っ込んだ議論を行い、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を再確認した。

**【戦略的競争の新たな時代】**

中国の外交政策は自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指しており、政治力、経済力、軍事力と技術力をその目的のために用いようとしているとの見解で一致した。この行動は同盟と国際社会全体にとっての深刻な懸念で、インド太平洋地域と国際社会全体における最大の戦略的挑戦だ。（以下略）

**【同盟の現代化】（3）同盟の抑止力・対処力**

新たな戦略文書と整合している同盟の取り組みは、統合防空ミサイル防衛、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺（くうてい）作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、兵たんと輸送といった任務分野に焦点を当てるべきだと一致した。

米国との緊密な連携の下での日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間の協力を深化させることを決定した。緊急事態に関する共同計画作業と実践的な演習の着実な進展を歓迎した。

**【同盟の態勢の最適化】**

地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想と強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認した。

**（資料４）日中共同声明、日中平和友好条約**

**１　日中共同声明　1972年**

３　中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

６　日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。  
　両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

**２　日中平和友好条約　1978年**

第１条

１　両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

２　両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

**（資料５）福田ドクトリン**

（１）日本は平和に徹し軍事大国にならないことを決意しており、ASEANひいては世界の平和と繁栄に貢献する。

（２）日本はASEANの国々との間に、政治、経済のみならず社会、文化など広範な分野において、真の友人として「心と心の触れあう」相互信頼関係を構築する。

（３）日本とASEANは対等なパートナーであり、日本はASEANおよびその加盟国の連帯と強靭性強化に協力し、インドシナ諸国との間には相互理解に基づく関係の醸成をはかり、もって東南アジア全域にわたる平和と繁栄の構築に寄与する。